

大阪府条例第五十二号

大阪府暴力団排除条例の一部を改正する条例

大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章―第三章（略）</p> <p>第三章の二 特定業者等の禁止行為（第十六条の二―第十六条の五）</p> <p>第四章―第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一―六（略）</p> <p>七 暴力団排除特別強化地域 暴力団排除を特に強力に推進する必要がある地域として別表第一及び別表第二に掲げる地域をいう。</p> <p>八 特定営業 次に掲げる営業をいう。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業</p> <p>ロ 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業</p> <p>ハ 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業</p> <p>ニ 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業</p> <p>ホ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの（風適法第二条第四項に規定する接客飲食等営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）</p> <p>ヘ 大阪府特殊風俗あつせん事業の規制に関する条例（平成十七年大阪府条例第二百一十号）第二条第四項に規定する特殊風俗あつせん事業</p> <p>ト 道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（イからヘまでのいずれかに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) イからヘまでのいずれかに掲げる営業に関し、客引きをする行為</p> <p>(2) イからヘまでのいずれかに掲げる営業に関し、人に呼び掛け、又はヒラその他の物品を配布し、若しくは掲示して客を誘引する行為</p> <p>(3) イからヘまでのいずれかに掲げる営業に係る役務に従事するように勧誘する行為</p>	<p>目次</p> <p>第二章―第三章（略）</p> <p>第四章―第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一―六（略）</p>

(4) 写真又は映像の被写体となる役務に従事するように勧誘する行為

十九 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

十 規制対象建設業者 建設業法第二条第二項に規定する建設業（以下「建設業」という。）を営む者であつて暴力団排除特別強化地域（別表第二に掲げるものに限る。第十条の三及び第十六条の五において同じ。）に営業所を有するものをいう。

第十六条 (略)

第三章の二 特定営業者等の禁止行為

(特定営業者の禁止行為)

第十六条の二 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域（別表第一に掲げるものに限る。第十六条の四において同じ。）における特定営業の営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暴力団員を業務に従事させること。
- 二 暴力団員等又は暴力団員等が指定した者から、用心棒の役務（業務を円滑に行うことができるようにするため、顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下この条から第十六条の五までにおいて同じ。）の提供を受けること。
- 三 暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けること又は当該営業を営むことが容認されることの対償として利益の供与をすること。

(規制対象建設業者の禁止行為)

第十六条の三 規制対象建設業者は、暴力団排除特別強化地域に所在する営業所に係る建設業の営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暴力団員を業務に従事させること。
- 二 暴力団員等又は暴力団員等が指定した者から、用心棒の役務の提供を受けること。
- 三 暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けること又は当該営業を営むことが容認されることの対償として利益の供与をすること。

(暴力団員等の禁止行為)

第十六条の四 次の各号に掲げる者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、当該各号に定める行為をしてはならない。

- 一 暴力団員 その業務に従事すること。
- 二 暴力団員等 次に掲げる行為
 - イ 特定営業者に対し、用心棒の役務を提供し、又は当該暴力団員等が指定した者に用心棒の役務を提供させること。
 - ロ 特定営業者から、用心棒の役務を提供すること若しくは当該営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定した者に当該利益の供与を受けさせること。

第十六条の五 次の各号に掲げる者は、暴力団排

第十六条 (略)

除特別強化地域に所在する規制対象建設業者の営業所に係る建設業の営業に関し、当該各号に定める行為をしてはならない。

- 一 暴力団員 その業務に従事すること。
- 二 暴力団員等 次に掲げる行為
 - イ 規制対象建設業者に対し、用心棒の役務を提供し、又は当該暴力団員等が指定した者に用心棒の役務を提供させること。
 - ロ 規制対象建設業者から、用心棒の役務を提供すること若しくは当該営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定した者に当該利益の供与を受けさせること。

第二十七条 (略)

- 一 相手方が暴力団員等又は暴力団員等が指定した者であることの情を知つて、第十六条の二又は第十六条の三の規定に違反した者
 - 二 第十六条の四又は第十六条の五の規定に違反した者
 - 三 第十八条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
 - 四 第二十五条の規定による命令に違反した者
- 2 前項第一号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十七条 (略)

- 一 第十八条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
- 二 第二十五条の規定による命令に違反した者

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一 (第二条関係)

市又は区		町名
大阪市	北区	梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、大深町、角田町、神山町、小松原町、芝田一丁目、芝田二丁目、曾根崎一丁目、曾根崎二丁目、曾根崎新地一丁目、曾根崎新地二丁目、太融寺町、茶屋町、天神橋一丁目、天神橋二丁目、天神橋三丁目、天神橋四丁目、天神橋五丁目、天神橋六丁目、天神橋七丁目、堂島一丁目、堂島浜一丁目、堂山町、兔我野町、豊崎三丁目、中津一丁目、西天満二丁目、西天満三丁目、西天満四丁目、西天満五丁目及び西天満六丁目
	都島区	片町二丁目、東野田町一丁目、東野田町二丁目、東野田町三丁目、東野田町四丁目、東野田町五丁目及び都島南通二丁目
	福島区	福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、福島五丁目、福島六丁目及び福島七丁目
	此花区	夢洲中一丁目及び夢洲東一丁目
	中央区	瓦屋町二丁目、瓦屋町三丁目、高津一丁目、高津二丁目、高津三丁目、島之内一丁目、島之内二丁目、心斎

	橋筋一丁目、心齋橋筋二丁目、千日前一丁目、千日前二丁目、宗右衛門町、谷町九丁目、道頓堀一丁目、道頓堀二丁目、難波一丁目、難波二丁目、難波三丁目、難波四丁目、難波五丁目、難波十日前、西心齋橋一丁目、西心齋橋二丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、東心齋橋一丁目、東心齋橋二丁目、南船場一丁目、南船場二丁目、南船場三丁目及び南船場四丁目
西区	北堀江一丁目、北堀江二丁目、九条一丁目、九条南二丁目、新町一丁目、新町二丁目、本田二丁目、南堀江一丁目、南堀江二丁目、南堀江三丁目及び南堀江四丁目
天王寺区	生玉町、生玉前町、石ヶ辻町、上汐三丁目、上本町五丁目、上本町六丁目、四天王寺一丁目、下味原町、大道一丁目、玉造元町、茶白山町、東上町、悲田院町、筆ヶ崎町、舟橋町、堀越町及び南河堀町
浪速区	恵美須西一丁目、恵美須西二丁目、恵美須西三丁目、恵美須東一丁目、恵美須東二丁目、恵美須東三丁目、戎本町一丁目、桜川二丁目、桜川四丁目、塩草三丁目、敷津西一丁目、敷津西二丁目、大国一丁目、大国二丁目、大国三丁目、難波中一丁目、難波中二丁目、難波中三丁目、日本橋三丁目、日本橋四丁目、日本橋五丁目、日本橋西一丁目、元町一丁目、元町二丁目及び元町三丁目
淀川区	木川東三丁目、木川東四丁目、十三東一丁目、十三東二丁目、十三東三丁目、十三本町一丁目、十三本町二丁目、十三元今里一丁目、十三元今里二丁目、新北野一丁目、西中島一丁目、西中島三丁目、西中島四丁目、西中島五丁目、西中島六丁目、西中島七丁目、西宮原一丁目、西宮原二丁目、東三国一丁目、東三国二丁目、東三国三丁目、東三国四丁目、東三国五丁目、東三国六丁目、宮原一丁目、宮原二丁目、宮原三丁目、宮原四丁目及び宮原五丁目
東淀川区	西淡路一丁目、東中島一丁目、東中島二丁目、東中島三丁目、東中島四丁目及び東中島五丁目
東成区	大今里南五丁目、大今里南六丁目、東小橋一丁目及び東小橋三丁目
生野区	新今里一丁目、新今里二丁目、新今里三丁目、新今里四丁目、新今里五丁目、鶴橋一丁目、鶴橋二丁目及び桃谷二丁目

	阿倍野区	旭町一丁目、阿倍野筋一丁目、阿倍野筋二丁目、阿倍野筋三丁目及び松崎町二丁目
	西成区	旭一丁目、岸里一丁目、岸里二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、潮路一丁目、太子一丁目、太子二丁目、橘一丁目、鶴見橋一丁目、鶴見橋二丁目、天下茶屋一丁目、天下茶屋二丁目、天下茶屋三丁目、天下茶屋北一丁目、梅南一丁目、萩之茶屋一丁目、萩之茶屋二丁目、萩之茶屋三丁目、花園北一丁目、花園北二丁目、花園南一丁目、花園南二丁目及び松一丁目
堺市	堺区	一条通、翁橋町一丁、甲斐町東六丁、北瓦町一丁、北瓦町二丁、新町、中瓦町一丁、中瓦町二丁、三国ヶ丘御幸通、南瓦町、南花田口町一丁及び南花田口町二丁
岸和田市		大町、上野町東、北町、五軒屋町、小松里町、下池田町一丁目、下池田町二丁目、筋海町、並松町、沼町、藤井町一丁目及び宮本町
和泉市		幸一丁目、幸二丁目、府中町一丁目及び府中町七丁目
門真市		石原町、垣内町、上島町、幸福町、栄町、下島町、常称寺町、新橋町、末広町、野里町、浜町、舟田町、本町、宮野町及び元町
東大阪市		足代一丁目、足代二丁目、足代三丁目、足代北一丁目、足代北二丁目、足代新町、荒川三丁目、小阪一丁目、小阪二丁目、小阪三丁目、小阪本町一丁目、下小阪一丁目、下小阪二丁目、下小阪四丁目、下小阪五丁目、長栄寺、長堂一丁目、長堂二丁目、長堂三丁目及び御厨栄町一丁目

別表第二（第二条関係）

市
大阪市、堺市、岸和田市、枚方市、門真市及び東大阪市

附 則

この条例は、令和六年七月一日から施行する。